

社会保障審議会障害者部会次第（第1回）

平成13年12月19日（水）
14：00～16：00
於 経済産業省別館 1020号会議室

1. 開会

2. 議事

（1）部会運営規定の決定

（2）支援費制度の準備について

（3）重大な犯罪行為をした精神障害者に係る処遇の問題について

（4）その他

3. 閉会

社会保障審議会障害者部会

(敬称略、五十音順)

(平成13年12月19日)

氏名	役職
有田 佳秀	有田佳秀法律事務所所長
安藤 豊喜	(財)全日本聾啞連盟理事長
池口 博信	滋賀県健康福祉部長
池原 純和	(財)全国精神障害者家族会連合会常務理事
猪俣 好正	(社)全国自治体病院協議会精神病院特別部会副部長
岩間 茂	全日本自治団体労働組合社会福祉評議会議長
雄谷 助成	(財)日本知的障害者福祉協会会长
岡田 喜篤	川崎医療福祉大学副学長
岡谷 恵子	(社)日本看護協会専務理事
恩田 隆嗣	鶴岡市健康福祉部長
北川 定謙	埼玉県立大学学長
北沢 清司	(福)全日本手をつなぐ育成会副理事長
君塚 葵	全国肢体不自由児施設運営協議会理事
京極 高宣	日本社会事業大学学長
齋藤 慶子	戸田病院臨床心理士
斎藤 公生	全国社会就労センター協議会会长
笛川 吉彦	(福)日本盲人会連合会長
新保 祐元	(福)全国精神障害者社会復帰施設協会副会長
末安 民生	(社)日本精神科看護技術協会常任理事
関 宏之	大阪市職業リハビリテーションセンター所長
高橋 清久	国立精神・神経センター総長
津久江 一郎	(社)日本精神科病院協会副会長
妻屋 明	全国脊髄損傷者連合会会长
寺山 久美子	東京都立保健科学大学作業療法学科長
徳川 輝尚	全国身体障害者施設協議会会长
中野 敏子	明治学院大学社会学部教授
西島 英利	(社)日本医師会常任理事
初山 泰弘	国際医療福祉大学大学院長
広田 和子	精神医療サバイバー
福島 智	東京大学先端技術研究センター助教授
本田 佐敏	(福)日本身体障害者団体連合会副会長

資料 2

社会保障審議会障害者部会運営規則（案）

（平成十三年十二月十九日社会保障審議会障害者部会長決定案）

（分会の議決）
第四条 分会の議決は、部会の議決とする。

社会保障審議会運営規則（平成十三年一月三十日社会保障審議会決定）第十条の規定に基づき、この規則を制定する。

（分会の設置）

第一条 社会保障審議会障害者部会（以下「部会」という。）に、次の各号に掲げる分会を置く。

- 一 身体障害・知的障害分会
- 二 精神障害分会
- 三 部会に属する委員は、前項各号に掲げる分会に属する。
- 四 第一項各号に掲げる分会に属すべき臨時委員及び専門委員は、部会長が指名する。

（議事）

- 第二条 分会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 分会の議事は、委員及び議事に關係のある臨時委員で会議に出席したもののが過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

（諮問の付議）

- 第三条 部会長は、会長が厚生労働大臣又は関係各大臣の諮問を受け、当該諮問を部会に付議したときは、当該諮問を分会に付議することができる。

（準用規定）
第五条 社会保障審議会運営規則（平成十三年一月三十日社会保障審議会決定）第一条、第五条及び第六条の規定は、分会に準用する。この場合において、同決定第一条、第五条及び第六条中「会長」とあるのは「部会長」と、同決定第一条中「委員」とあるのは「当該分会に属する委員」と、「議事」とあるのは「当該分会に属する臨時委員及び専門委員」とあるのは「当該分会に属する臨時委員及び専門委員である者」と読み替えるものとする。

「当該分会に属する臨時委員及び専門委員である者」と読み替えるものとする。

○厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（抄）
社会保障審議会関係法令・規則

（社会保障審議会）

第七条 社会保障審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 厚生労働大臣の諮問に応じて社会保障に関する重要事項を調査審議すること。
- 二 厚生労働大臣又は関係各大臣の諮問に応じて人口問題に関する重要事項を調査審議すること。

- 三 前二号に規定する重要事項に関し、厚生労働大臣又は関係行政機関に意見を述べること。

四 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）、介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第二百十五号）及び国民年金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2 前項に定めるもののほか、社会保障審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他社会保障審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

○社会保障審議会令

(平成十二年六月七日政令第二百八十二号)

(組織)

第一条 社会保障審議会(以下「審議会」という。)は、委員三十人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要なときは、臨時委員を置くことができる。
3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員の任期等)

- 第二条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。
2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

(委員の任期等)

- 第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることができる。
3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 3 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(分科会)

第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

統計分科会	名称	所掌事務
医療分科会	統計の総合的企画、調査及び研究、統計の改善及び整備並びに統計の知識の普及及び指導に関する事項を調査審議すること。	医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
福祉文化分科会	児童福祉法(昭和二十二年法律第一百六十四号)、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)及び社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第百二十三条の規定によりその権限に属させられた事項を処	

介護給付費分科会

理すること。

介護保険法（平成九年法律第一百二十三号）及び介護保険法施行法（平成九年法律第一百二十四号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。	医療保険保険料率分科会
健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）及び健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。	年金資金運用分科会
厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百十五号）及び国民年金法（昭和三十四年法律第一百四十一号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。	2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、厚生労働大臣が指名する。
5 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。する委員又は臨時委員のうちから分科会長があら	3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。

（議事）

- 2 第七条 審議会に、幹事を置く。
- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。
- 4 幹事は、非常勤とする。

かじめ指名する者が、その職務を代理する。
6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもつて審議会の議決とすることができます。

（部会）

第六条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあつては、分科会長）が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会（分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができます。

第八条 審議会は、委員及び議事に關係のある臨時

委員の三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に關係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

(資料の提出等の要求)

第九条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、厚生労働省政策統括官において総括し、及び処理する。ただし、次の各号に掲げる分科会に係るものについては、それぞれ当該各号に定める課において処理する。

一 統計分科会 厚生労働省大臣官房統計情報部

企画課

二 医療分科会 厚生労働省医政局総務課

三 福祉文化分科会 厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

四 介護給付費分科会 厚生労働省老健局老人保健課

五 医療保険保険料率分科会 厚生労働省保険局総務課

六 年金資金運用分科会 厚生労働省年金局運用

指導課

第十一條 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関する必要な事項は、会長

が審議会に諮つて定める。

附則

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

2 平成十三年三月三十一日までの間は、第五条第一項中「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)及び国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号)」とす

○ 社会保障審議会運営規則

(平成十三年一月三十日社会保障審議会決定)

社会保障審議会令(平成十二年政令第二百八十二号)第十一條の規定に基づき、この規則を制定する。

(会議)

第一條 社会保障審議会(以下「審議会」という。)は、会長が召集する。

2 会長は、審議会を召集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員並びに議事に關係のある臨時委員及び専門委員に通知するものとする。

3 前項の議事に關係のある臨時委員の範囲は、会長の決するところによる。

4 会長は、議長として審議会の議事を整理する。

(審議会の部会の設置)

第二條 会長は、必要があると認めるときは、審議会に諮つて部会(分科会に置かれる部会を除く。以下本条から第四条までにおいて同じ。)を設置することができる。

2 会長は、必要があると認めるときは、二以上の部会を合同して調査審議させることができる。

(詰問の付議)

第三条 会長は、厚生労働大臣又は関係各大臣の詰問を受けたときは、当該詰問を分科会又は部会に付議することができる。

(分科会及び部会の議決)

第四条 分科会及び部会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とすることができます。

(会議の公開)

第五条 審議会の会議は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録)

第六条 議事録における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

一 会議の日時及び場所

二 出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏名
三 議事となつた事項

2 議事録は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができます。

3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(分科会の部会の設置等)

専門委員であつて議事に關係のある者」と読み替えるものとする。

第七条 分科会長は、必要があると認めるとときは、
分科会に諮つて部会を設置することができる。

2 分科会長は、第三条の規定による付議を受けた
ときは、当該付議を前項の部会に付議することが
できる。

3 第一項の部会の議決は、分科会長の同意を得て、
分科会の議決とすることができる。

4 分科会長は、必要があると認めるときは、二以
上の部会を合同して調査審議させることができ
る。

(委員会の設置)

第八条 分科会長又は部会長は、必要があると認め
るとときは、それぞれ分科会又は部会に諮つて委員
会を設置することができる。

(準用規定)

第九条 第一条、第五条及び第六条の規定は、分科
会及び部会に準用する。この場合において、第一
条、第五条及び第六条中「会長」とあるのは、分
科会にあつては「分科会長」、部会にあつては「
会長」と、第一条中「委員」とあるのは、分科
会にあつては「当該分科会に属する委員」、部会
にあつては「当該部会に属する委員」と、「議事
關係のある臨時委員及び専門委員」とあるのは、
分科会にあつては、「当該分科会に属する臨時委
員及び専門委員であつて議事に關係のある者」、
部会にあつては「当該部会に属する臨時委員及び

(雑則)

第十条 この規則に定めるもののほか、審議会、分
科会又は部会の運営に必要な事項は、それぞれ会
長、分科会長又は部会長が定める。